

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岡山県

2 構造改革特別区域の名称

児童福祉施設調理特区

3 構造改革特別区域の範囲

岡山市の全域

4 構造改革特別区域の特性

特別区域である岡山市は、人口 628,712 人、世帯数 254,349 世帯（以上、平成 15 年 7 月末現在）、児童人口 120,096 人（平成 12 年 10 月現在）となっている。

平成 14 年度の岡山県の児童相談所が受け付けた相談件数は 4,779 件（うち、養護相談は 1,166 件）であるが、そのうち岡山市域からのそれは 1,675 件（469 件）で大きな割合を占めている。

このような状況から、岡山市域内にある児童養護施設等への入所も増加しており、多くの施設では、ほぼ定員一杯まで児童が入所している。

特別区域内における本計画に関係する児童福祉施設の設置及び入所児童等の状況は下表のとおりとなっている。その他、児童養護施設が 5 施設設置されている。（平成 15 年 9 月 1 日現在）

施設種別	施設名	設置者	運営者	定員	入所児童 (世帯)数
乳児院	旭川乳児院	(福)旭川荘	(福)旭川荘	46	38
母子生活支援施設	仁愛館	岡山市	岡山市	20	3
情緒障害児短期治療施設	津島児童学院	岡山県	(福)旭川荘	37	33
児童自立支援施設	成徳学校	岡山県	岡山県	75	60

これらの施設での給食の状況であるが、母子生活支援施設を除いて、児童福祉施設最低基準に規定されているとおり運営者が雇用する調理員が施設内に設けられた調理室において調理を行っており、できるだけ児童の嗜好を考慮しながら児童の健全な発育に資するよう給食業務に取り組まれているところである。

なお、本特別区域では既に多くの老人福祉施設等で調理業務の民間委託が行われており、また公立の小中学校における給食も民間委託が進められているなど、調理業務に関し実績のある業者が多数あり、本計画を実施することが適当な区域である。

5 構造改革特別区域計画の意義

入所している児童にとって、給食は健全な発育を図るための重要な生活の基盤であると同時に、自立のために必要な食材に関する知識や調理に関する技術を習得しうる大切な機会である。

本計画により民間調理専門業者の豊富な知識・技術を活用することが可能となるため、規制の特例措置の適用を受けることとなる施設（以下、「実施施設」という。）においてはこれらの給食サービスの質の一層の向上が図られ、入所児童にとってより豊かな食生活を営むことができることとなる。

6 構造改革特別区域計画の目標

上記5のとおり、給食サービスの質の一層の向上が図られると同時に、実施施設においては運営の効率化が図られ、経費が削減されることが期待できる。この場合に、その削減された経費をもって実施施設におけるその他の児童の処遇に係る取り組みを充実させるよう、岡山県が積極的に促す役割を担うことにより、実施施設におけるさらなる児童福祉の向上を図っていく。

なお、現時点で本計画に当たって規制の特例措置を受ける意思を明確にしている施設は「津島児童学院」のみであるが、上記のような本計画の児童福祉向上の効果を鑑み、本計画は今後適用を受ける意思を表示した施設についても必要な要件が具備されている場合は実施を可能とする計画としている。そのため、今後も各施設が必要に応じ実施を選択することにより、県内施設における福祉向上が随時図られていくものである。岡山県としても各施設での主体的な取り組みを尊重しつつ、本計画の意義・効果等を県内施設へ周知し普及を図り、より多くの施設で児童福祉が向上することを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

【実施施設における効果】

民間調理専門業者は、給食提供の実績を重ねながら食材に関する知識の習得や調理技術、加工技術、盛りつけ技術等を研鑽しており、それらの知識・技術を活用することにより給食の質が向上する。

同時にそれらの豊富な知識・技術を児童に教授することにより、自立支援の一環として児童の食に関する知識等の一層の習得が図られる。

実施により削減された経費をどのように活用するかは施設において判断されるものであるが、例えば削減された人件費をもって新たに直接処遇に当たる非常勤職員を雇用する、あるいは給食以外の事業費の経費に充てる等により、児童の福祉の向上が一層図られる。

【地域における効果】

地域の民間調理専門業者にとっては、事業機会の拡大につながる。

8 特定事業の名称

児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入れ事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

児童福祉施設は入所している児童にとって生活の場であり、児童の身体的・精神的発達に極めて重要な役割を果たすこととなるため、個々の児童が健全な発育をとげ自立できるよう、より質の高いサービスを提供していくことが求められている。

本特定事業の実施はその一環として一定の効果を期待できるものであるが、併せて次の施策を行うことにより、一層のサービスの質の向上を図り、児童福祉向上を目指すものである。

構造改革特別区域実施に係る指導監督事業（工程表「関連事業」）

実施施設において、本特定事業の実施が児童の福祉向上に最大の効果を生み出すことができるよう、次のとおり指導監督事業を行う。

ア 実施施設においては家庭的な雰囲気での食事の提供が行われるよう配慮が必要であるが、岡山県において随時実施施設における給食の状況を検査する等により確認を行い、指導監督をする。

イ 実施施設において運営の効率化が図られ、経費が削減されることとなる場合、その削減された経費をもって入所児童の処遇に係る取組みを充実させるよう、岡山県が促す役割を担う。

ウ 特区内の施設は任意に本計画に基づく事業を実施できるが、岡山県として適切な指導監督等の管理を行う必要があることから、新たに事業を実施するものは岡山県へ届出を行うこととする。

エ 以上の項目について規定した実施要綱を策定し、それに基づき実施する。

その他事業（工程表「関連事業」）

入所施設児童等福祉対策事業

児童福祉施設に対し、入所児童の福祉向上のために要する経費について補助を行う。具体的には諸行事の実施、遊具の購入、生活訓練等に要する経費を補助し、福祉向上を推進する。

児童養護施設処遇向上対策事業

被虐待児等、処遇困難な児童に対する処遇のあり方等を研究し、処遇技術の向上を図る。これにより児童に対し自立に向けたより適切な指導が行うことが可能となり、福祉向上につながる。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別 紙

1 特定事業の名称

908(912)

児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入れ事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の児童福祉施設

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

社会福祉法人旭川荘が岡山県より管理運営を委託されている岡山県立津島児童学院において、暖かい家庭的な雰囲気での食事の提供が行われるよう下記5に掲げるきめ細やかな配慮を行いながら、外部から調理業務を担当する者の派遣を受け入れる。(H16年4月1日予定)

また、それ以外の児童福祉施設についても、各施設における実態を踏まえながら随時、必要に応じて調理業務を担当する者を外部から受け入れることを可能とする。

5 当該規制の特例措置の内容

実施にあたっては、暖かい家庭的な雰囲気での食事の提供が行われるよう、少なくとも次に掲げる事項を遵守するとともに、実施施設の実態に応じた適切な契約を受託業者との間で取り交わすものとする。

また、岡山県は年1回以上実施状況を実地につき検査するとともに、必要に応じて随時、検査する。

(1) 受託業者と契約を締結するに当たり次のことを行うこと。

受託業者に対し、施設における調理業務の重要性を認識させること。

単に食事を調理するのみでなく、食材を児童に説明したり、調理実習を実施したり、児童とともに食事を行うなど、児童と触れ合うことも派遣される調理担当者の業務とする旨契約に盛り込むこと。

(2) (1)の契約内容に沿って確実に調理業務が行われるように必要な措置を講ずること。

(3) その他、「構造改革特別区域における乳児院等における調理業務を担当する者の外部からの派遣の容認について」(平成15年8月28日付け、厚児発第0828004号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める事項を遵守すること。